

国自旅第424号
平成29年3月31日

中国運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

民間団体等による一般貸切旅客自動車運送の適正化に関する事業について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第43条の9に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化機関（以下「適正化機関」という。）の指定及び事業規程の認可等にあたり下記のとおり留意事項を取りまとめたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1. 適正化機関の指定等

(1) 適正化機関の指定

適正化機関は、一般貸切旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、区域ごとに指定することができる。

指定に当たっては、法第43条の3及び法第43条の10に規定する事業を公正かつ適確に行うことができると認められるか等について、以下により審査することとされたい。

- ① 現に当該指定の申請に係る区域について適正化機関がないこと。
- ② 事業の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 1) 申請者が適正化事業以外の事業を行わない場合は、適正化機関に適正化事業を統括する首席指導員を置くこと。
 - 2) 首席指導員は、適正化機関の指定の申請を行う一般社団法人又は

一般財団法人の役職員のうち、適正化事業を公正かつ適確に遂行・指導する能力のある者とする事。

- 3) 申請者が適正化事業以外の事業を行う場合は、適正化機関の内部組織として、適正化事業本部を置くこと。
- 4) 適正化事業本部には、適正化事業を統括する適正化事業本部長を置くこと。
- 5) 適正化事業本部長は、適正化機関の指定の申請を行う一般社団法人又は一般財団法人の役職員のうち、適正化事業を公正かつ適確に遂行・指導する能力のある者とする事。
- 6) 事業の実施に関する計画を公正かつ適確に行うため、必要な人員を配置する計画があること。また、能力ある人材の選任・育成を図る計画があること。

- ③ 申請者が適正化事業以外の事業を行う場合は、その事業を行うことによって適正化事業の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 申請者が法第43条の20第1項の規定により指定を取り消された者である場合は、その取消の日から5年以上を経過していること。
- ⑤ 申請者の役員で適正化事業に従事する者のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。

(2) 適正化機関の公示

適正化機関の指定をしたときは、法第43条の2第2項により公示することとされたい。

2. 適正化機関の事業規程の認可について

法第43条の13に規定する適正化機関の事業規程に関しては、以下により審査することとされたい。

(1) 事業を行う時間及び休日に関する事項

- ① 休日を定める場合はその休日が明確に定められていること。
- ② 事業を実施する時間が明確に定められていること。
- ③ 事業を実施する日及び時間が、一般貸切旅客自動車運送事業者及び旅客等にとって著しく利便を欠くものでないこと。

(2) 事業を行う事務所に係る事項

全ての事務所の所在地が定められていること。

(3) 事業の実施の方法に関する事項

- ① 事業の基本的な実施方法について定められていること。
- ② 事業を行う体制が適切に定められていること。
- (4) 事業に関する書類の管理に関する事項
 - 事業に関する帳簿の作成及び保存について定められていること。
- (5) その他必要な事項
 - ① 事業の委託に関する事項
 - 1) 事業を委託する場合、受託者との間で事業の委託に関する契約を締結するものであること。
 - 2) 事業の委託に関する契約には、委託する業務の内容、委託期間、受託者の善管注意義務等の基本的な事項の他、以下に関する事項が定められていること。また、委託の範囲については事業の一部に限ることとし、事業の全部を委託するものでないこと。
 - ア 委託者に対する報告に関する事項
 - イ 再委託の禁止に関する事項
 - 3) 委託事業はすべて委託者の名義で行い、第三者に対する責任は委託者が負担するものであること。ただし、委託者が受託者の責任によって生じた損害について受託者に求償することを妨げるものではない。
 - 4) 事業を委託する場合は、委託先及び委託の内容等を法第43条の14に規定する事業計画に記載すること。
 - ② 区分経理の方法その他の経理に関する事項
 - 法施行規則第34条の11で定めるところにより、適正化事業に関する経理と適正化事業以外の事業に関する経理とを明確に区分して整理することが適切に定められていること。
 - ③ 事業に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
 - 1) 事業の実施における秘密の保持に関する事項が定められていること。
 - 2) 情報の漏えい対策に関する事項が定められていること。
 - 3) 事業の一部を委託する場合における秘密の保持に関する事項が定められていること。
 - ④ その他
 - 1) 適正化事業及びこれに附帯する事業以外の事業を行う場合は、その事業の内容が定められていること。
 - 2) 適正化事業を公正かつ適確に実施するために必要な事項が定められていること。
 - 3) 適正化事業を公正かつ適確に実施するにあたり、重大な支障が生

じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、国土交通大臣に速やかに報告することが定められていること。

3. 事業計画等の認可

法第43条の14に規定する事業計画、収支予算及び資金計画の認可に当たっては、事業を公正かつ適確に行うことができると認められるか等について、以下により審査することとされたい。

- (1) 事業の実施の方法その他の計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事業計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があることについて、1(1)②1)～6)に準じて審査すること。
- (3) 適正化事業以外の事業を行っている場合は、その事業を行うことによつて適正化事業が不公正になるおそれがないこと。
- (4) 事業を委託する場合は、委託先及び委託の内容等を記載すること。なお、委託契約書の写しの添付をもって委託の内容を記載したものとみなすこととする。

4. 適正化機関に対する指導等

(1) 適正化機関の組織及び運営方法

適正化事業を適確に実施するため、適正化機関の組織及び運営方法に関し、以下の事項について指導されたい。

- ① 法第43条の3第1号及び第2号に掲げる業務（以下「適正化事業指導業務」という。）を行わせるための適正化事業指導員（以下「指導員」という。）は、輸送の安全を阻害する行為の防止その他旅客自動車の輸送秩序の改善に関する知識等を有し、かつ、適正化事業を公正かつ適確に遂行できる者を選任すること。
- ② 適正化機関が取得した個人情報その他の職務上知り得た情報の適正な取扱いは、業務の適切かつ円滑な遂行の重要な基盤であるとともに、社会的信頼に関わるものであることから、情報管理に関する規程を整備するとともに、これらの情報の安全管理のために、管理責任者の配置、個人情報等にアクセスすることが認められる者の範囲の限定等の必要かつ適切な措置を講じること。
- ③ 適正化事業に関する事項を定款、事業規程等に明記するとともに、適正化事業の実施に係る規程等を整備すること。
- ④ 適正化機関に係る経理、就業等について、規程等に定めるように努めること。

(2) 適正化機関の中立性・透明性

適正化事業の健全な推進を図るため、適正化機関の中立性・透明性が確保されるよう適正化事業の実施状況等について定期的に報告を求め、定期的に立入指導を行うなどにより、以下の事項について指導されたい。

- ① 適正化事業に係る組織・運営と他部門の組織・運営について、定款、規程等の整備などにより、明確に区分する措置を講じること。
- ② 適正化機関が、他部門と事務室を共同使用している場合には、間仕切り、表示等によりその区分を明確にするように努めること。なお、事務室区分の明確化については、適正化機関が適正化業務を遂行する上で、事業者又は第三者から明確に中立性・透明性が確保されていることについて、外形的に示すことを念頭に指導すること。
- ③ 旅客自動車運送事業者及び利用者等からの苦情について、適正かつ円滑な処理が図られるよう、体制の整備、対応マニュアルの策定、適正な管理の確保等を図ること。
- ④ 公正かつ着実な指導、苦情処理等に対応可能な要員の確保を図ること。

(3) 適正化事業指導業務の公正かつ適確な実施

適正化事業指導業務が公正かつ適確に実施されるよう以下の事項について指導されたい。

① 指導対象事業者の選定

指導対象事業者を選定するに当たっては、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。以下、「地方運輸局及び運輸支局」を「地方運輸局等」という。）の監査方針等との連携を十分に図るとともに、個々の事業者に対する適正化の指導の必要性を勘案した指導内容及び頻度とすること。

② 指導における事業者評価

指導により事業者評価を行おうとする場合、明確な基準に基づき、均一化された判断により、公正かつ適確になされるよう徹底を図るとともに、調査事項の確認状況、評価の判断理由等について記録するなど指導時の事業者評価結果について説明に応じられる措置を講じること。

③ 適正化事業指導業務の公正かつ適確な実施

適正化事業指導業務が公正かつ適確に行われることによって、旅客自動車運送事業の適正化が促進されることについて指導員自身の理解をさらに深めること等により、適正化事業指導業務における改善指導等の厳正な実施を図ること。

(4) 適正化事業の円滑な実施に向けた配慮

適正化機関との連携強化に当たっては、一般貸切旅客自動車運送事業の適正化の効果が最大限発揮されるよう、以下の事項について配慮されたい。

① 適正化事業の制度に関する周知

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、適正化事業の制度に関する周知を行い、適正化機関から法第43条の4第2項又は第43条の5第1項の規定による文書若しくは口頭による説明又は資料の提出の求めがあったときは、適切に対応するように指導すること。

② 適正化事業への支援

適正化機関の指導に際し、協力依頼文書の発出等により、適正化事業が円滑に実施されるよう協力すること。なお、協力依頼文書を発出する場合は、指導の法的位置づけ等を明確にした内容とすること。

(5) 適正化機関との連絡等

事業者への指導、監査等を効率的、効果的に推進するため、以下の事項に配慮しつつ、適正化機関との連携を図られたい。

① 監査方針の周知等

地方運輸局等による監査、行政処分等が効率的かつ効果的に実施できるよう、適正化機関に対して監査方針及び行政処分等の基準の周知を図ること。また、適正化事業の推進状況（指導結果、指導事項の改善状況等）等の情報については、定期的な報告を求め実態把握に努めること。

② 適正化事業との連携

指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある事業者が認められた場合には、監査方針及び行政処分等の基準に則り、迅速かつ厳正に措置すること。また、指導によっても改善がなされない事業者やその他違法性が疑われる事業者、あるいは、利用者等からの苦情が多い事業者については、必要に応じて相互に情報交換を行い、適切に対応すること。

③ 報告連絡体制の構築

法令違反の状況を踏まえて継続的に監視すべき事業者に対する指導、監査等の相互の連携の実効を挙げるため、適正化機関に対して必要な報告を求めるほか、適宜情報交換の機会を設けるなど報告連絡体制を構築するものとする。その際、地方運輸局等は適正化機関に対し監督権限に基づき秘密保持を徹底させた上で、適正化事業の実施に関し必要となる情報を提供するものとする。